



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年3月6日火曜日 第2348号

## ◇ 目次 ◇ 告 示

急傾斜地崩壊危険区域の指定.....	172
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	172
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....	177
道路の区域変更（一般国道379号）.....	178
道路の区域変更（一般国道378号）.....	178
道路の供用開始（ " " ）.....	178
土地改良区役員の就退任の届出.....	179

## 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の公告.....	179
二級建築士試験及び木造建築士試験の施行.....	179

## 告 示

### ○愛媛県告示第290号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所及び町役場において縦覧に供する。

平成24年3月6日

愛媛県知事 中村時広

垣内A（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成2年5月愛媛県告示第779号）垣内Aの項で指定した標柱3号、標柱2号及び標柱1号を順次結んだ線、標柱1号と次に掲げる地番の土地に存する標柱9号を県道深浦港線北側官民境界線で結んだ線、標柱9号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱12号と同項で指定した標柱3号を結んだ線に囲まれた区域

市 町	地 番	標 柱
南宇和郡 愛南町	781番1	9号
	781番1	10号
	780番	11号
	789番1	12号

### ○愛媛県告示第291号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成24年3月6日

愛媛県西条保健所長 新山 徹二

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
住友金属鉱山株式会社  
東京都港区新橋五丁目11番3号  
代表取締役 家守 伸正
- 事業場の名称及び所在地  
住友金属鉱山株式会社磯浦工場  
新居浜市磯浦町17番3号
- 特定施設に関する事項  
(1) 第6工場No1、No2 フィルタープレス（2基）

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第27号イ ろ過施設	
特定施設の能力	ろ過面積49.5平方メートル	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後約2か月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 11～12 最大 11～12
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2 最大 2
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 50 最大 100
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 9,200 最大 11,000
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.5 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 238 最大 293	

備考 汚水等は、精ろ過フィルタープレスにて処理する。

(2) 第6工場No3 フィルタープレス

特定施設の種 類	政令別表第1第27号イ ろ過施設	
特定施設の能 力	ろ過面積11.6平方メートル	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後約2か月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 11~12 最大 11~12
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 2
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 100
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 9,200 最大 11,000
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 58 最大 71	

備考 汚水等は、精ろ過フィルタープレスにて処理する。

(3) 第6工場精ろ過フィルタープレス

特定施設の種 類	政令別表第1第27号イ ろ過施設	
特定施設の能 力	ろ過面積10平方メートル	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後約2か月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 11~12 最大 11~12
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 2

汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 2
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 50
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 9,200 最大 11,000
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 534 最大 657

備考 汚水等は、アンモニア回収施設にて処理する。

(4) 第6工場アンモニア除害塔

特定施設の種 類	政令別表第1第27号ヌ 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能 力	1分当たり150ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後約1か月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2~5 最大 2~5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 10
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10未満 最大 20
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 9,200 最大 11,000
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 10 最大 17

備考 汚水等は、アンモニア回収施設にて処理する。

(5) 第6工場冷却塔

特定施設の種 類	政令別表第1第27号ル 湿式集じん施設	
特定施設の能 力	1分当たり216ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後約1か月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7~9 最大 10~12
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 2
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10未満 最大 50
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 5
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 0 最大 3	

備考 汚水等は、アンモニア回収施設にて処理する。

(6) 第1工場No.3 除害塔

特定施設の種 類	政令別表第1第62号ホ 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能 力	1分当たり60ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後約1か月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2~5 最大 2~5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 20
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10未満 最大 10未満
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 8,500 最大 8,500
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 1.4 最大 2.4	

る汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 200
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6,000 最大 6,000
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 0.3 最大 0.5

備考 汚水等は、No.4 汚水処理施設にて処理する。

(7) 第1工場No.4 除害塔

特定施設の種 類	政令別表第1第62号ホ 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能 力	1分当たり60ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後約1か月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2~5 最大 2~5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 20
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10未満 最大 10未満
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 8,500 最大 8,500
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 1.4 最大 2.4	

備考 汚水等は、No.4 汚水処理施設にて処理する。

(8) 第1工場No.6 除害塔

特定施設の種 類	政令別表第1第62号ホ 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能 力	1分当たり60ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後約1か月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2~5 最大 2~5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6 最大 10
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 5
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 2
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 0 最大 0.1	

備考 汚水等は、No.1 汚水処理施設にて処理する。

(9) 第1工場No.11 除害塔

特定施設の種 類	政令別表第1第62号ホ 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能 力	1分当たり60ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後約1か月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出され	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2~5 最大 2~5

汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6 最大 10
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 0.5 最大 1.5

備考 汚水等は、No.1 汚水処理施設にて処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) No.1 汚水処理施設

設 置 年 月 日	平成13年 5月15日		
処 理 施 設 の 種 類	物理化学的処理		
処 理 施 設 の 型 式	中和及び凝集沈殿		
処 理 施 設 の 構 造	ステンレス製及び合成樹脂製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦42メートル 横50メートル 高さ8メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり3,000立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和及び凝集沈殿		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~12 最大 1~12	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.2 最大 6.4	通常 5.2 最大 6.4
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 70 最大 100	通常 20 最大 30
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 16.6 最大 20.2	通常 16.6 最大 20.2
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.25 最大 1.00	通常 0.25 最大 1.00

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 2,373 最大 2,890	通常 2,373 最大 2,890
----------------------------	----------------------	----------------------

(2) No.4 汚水処理施設

設 置 年 月 日	平成13年 5月15日		
処 理 施 設 の 種 類	物理化学的処理		
処 理 施 設 の 型 式	酸化及び電気分解		
処 理 施 設 の 構 造	ステンレス製及び合成樹脂製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦26メートル 横25メートル 高さ5メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり1,550立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	酸化及び電気分解		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5~11 最大 5~11	通常 9~12 最大 9~12
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 39 最大 39	通常 10 最大 10
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 7 最大 10	通常 7 最大 10
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 165 最大 165	通常 29 最大 30
りん含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 0.1 最大 1.0	通常 0.1 最大 1.0	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 629 最大 796	通常 629 最大 796	

備考 汚水等は、No.1 汚水処理施設にて処理する。

(3) アンモニア回収施設

設 置 年 月 日	平成13年 5月15日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理及び物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	pH調整及び蒸留		
処 理 施 設 の 構 造	ステンレス製及び合成樹脂製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦25メートル 横57メートル 高さ19メートル		

処 理 施 設 の 能 力	1日当たり1,400立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	pH調整及び蒸留		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 11~12 最大 11~12	通常 11~12 最大 11~12
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 1.0 最大 1.1	通常 1.0 最大 1.1
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 50 最大 100	通常 23 最大 50
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 9,200 最大 11,000	通常 12.9 最大 15.5
りん含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 0.45 最大 2.00	通常 0.45 最大 2.00	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1,044 最大 1,257	通常 1,044 最大 1,257	

備考 汚水等は、No.1 汚水処理施設にて処理する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 3.7 最大 4.6
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 12 最大 15
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 10.4 最大 12.8
	りん含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 0.21 最大 1.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 3,984 最大 4,818	

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第292号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成24年 3月 6日

愛媛県西条保健所長 新 山 徹 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友金属鉱山株式会社  
東京都港区新橋五丁目11番3号  
代表取締役 家守 伸正

2 事業場の名称及び所在地

住友金属鉱山株式会社磯浦工場  
新居浜市磯浦町17番3号

3 特定施設の種類の

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第27号イ、又及びル、第62号イ及びホ並びに第74号

4 変更しようとする事項の内容

特定施設の構造、汚水等の汚染状態及び量、汚水等の処理施設の構造並びに事業場からの排出水の汚染状態及び量

5 特定施設に関する事項

No.1 汚水処理施設

		変 更 前	変 更 後
特定施設の主要寸法		縦9メートル 横33メートル 高さ5メートル 縦6メートル 横18メートル 高さ5メートル 縦6メートル 横14.5メートル 高さ5メートル	縦42メートル 横50メートル 高さ8メートル
特定施設の能力		1日当たり2,000 立方メートル処理	1日当たり3,000 立方メートル処理
原材料の種類及び1日当たりの使用量		苛性ソーダ 1,950 キログラム、ろ過 助剤230キログラ ム、硫酸7,400キ ログラム、凝集剤 0.3キログラム	苛性ソーダ 3,600 キログラム、ろ過 助剤425キログラ ム、硫酸13,700キ ログラム、凝集剤 0.6キログラム
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量（単 位 1リッ トルにつき ミリグラム）	通常 8.8 最大 10	通常 5.2 最大 6.4
	窒素含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 20.1 最大 25.6	通常 16.6 最大 20.2
	りん含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 0.1 最大 1.0	通常 0.25 最大 1.00
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）		通常 1,283 最大 1,571	通常 2,373 最大 2,890

6 汚水等の処理施設に関する事項

(1) No.1 汚水処理施設

		変 更 前	変 更 後
特定施設の主要寸法		縦9メートル 横33メートル 高さ5メートル 縦6メートル 横18メートル 高さ5メートル 縦6メートル 横14.5メートル 高さ5メートル	縦42メートル 横50メートル 高さ8メートル

処理施設の主要寸法		縦9メートル 横33メートル 高さ5メートル 縦6メートル 横18メートル 高さ5メートル 縦6メートル 横14.5メートル 高さ5メートル	縦42メートル 横50メートル 高さ8メートル		
処理施設の能力		1日当たり2,000 立方メートル処理	1日当たり3,000 立方メートル処理		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	化学的酸素 要求量（単 位 1リッ トルにつき ミリグラム）	通常 8.8 最大 10.0	通常 8.8 最大 10.0	通常 5.2 最大 6.4	通常 5.2 最大 6.4
	窒素含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 20.1 最大 25.6	通常 20.1 最大 25.6	通常 16.6 最大 20.2	通常 16.6 最大 20.2
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	りん含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 0.1 最大 1.0	通常 0.1 最大 1.0	通常 0.25 最大 1.0	通常 0.25 最大 1.0
	通常 1,283 最大 1,571	通常 1,283 最大 1,571	通常 2,373 最大 2,890	通常 2,373 最大 2,890	

(2) No.4 汚水処理施設

		変 更 前		変 更 後	
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	窒素含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 146 最大 146	通常 29 最大 30	通常 165 最大 165	通常 29 最大 30
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）		通常 625 最大 781	通常 625 最大 781	通常 629 最大 796	通常 629 最大 796

(3) アンモニア回収施設

		変 更 前		変 更 後	
処理施設の主要寸法		縦11メートル 横26メートル 高さ19メートル 縦10メートル 横22メートル 高さ16メートル 縦10メートル 横5メートル 高さ7メートル	縦25メートル 横57メートル 高さ19メートル		
処理施設の能力		1日当たり600立 方メートル処理	1日当たり1,400 立方メートル処理		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	浮遊物質 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 50 最大 100	通常 10 最大 50	通常 50 最大 100	通常 23 最大 50
	窒素含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 9,200 最大 11,000	通常 18 最大 21	通常 9,200 最大 11,000	通常 12.9 最大 15.5
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）		通常 500 最大 583	通常 500 最大 583	通常 1,044 最大 1,257	通常 1,044 最大 1,257

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
		化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.4 最大 6.5
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 20	通常 12 最大 15

窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 13.2 最大 15.9	通常 10.4 最大 12.8
	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.18 最大 1.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 2,923 最大 3,506	通常 3,984 最大 4,818

○愛媛県告示第293号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 3月 6日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
一 般 国 道	379号	伊予郡砥部町万年1308番3から 同町万年1421番2まで	旧	メートル 10.3~33.2	キロメートル 0.064	
			新	27.8~45.0	0.064	

○愛媛県告示第294号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 3月 6日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	伊予市中村字長サコ乙5番2から 同市中村字明音寺甲581番4まで	旧	メートル 11.5~17.2	キロメートル 0.046	
			新	17.2~24.0	0.046	

○愛媛県告示第295号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 3月 6日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	伊予市中村字長サコ乙5番2から 同市中村字明音寺甲581番4まで	平成24年 3月 6日

○愛媛県告示第296号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、五十崎国営開発土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年 3月 6日

愛媛県南予地方局長 山 本 龍 典

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	山 本 昌 行	内子町五十崎甲1368番地
"	佐 伯 忠 廣	内子町五十崎甲275番地
"	栗 田 謙 一	内子町五十崎甲1151番地
"	井 上 多 喜 雄	内子町五十崎乙626番地 4
"	松 田 純 一	内子町大久喜甲169番地
"	脇 坂 寛	内子町重松甲23番地 3
"	力 石 忠	内子町宿間甲267番地 1
"	寺 谷 博 幸	内子町平岡甲1895番地 3
"	松 田 敏	内子町福岡甲844番地
"	福 岡 健	内子町重松甲1391番地
"	松 岡 義 久	内子町重松甲590番地
"	宮 本 利 一	内子町只海甲1135番地
"	一 宮 義 博	内子町只海甲707番地
"	瀧 宮 義 孝	内子町只海甲412番地
"	久 保 長 久	内子町北表甲1564番地 1
"	宮 野 照 三	内子町宿間甲894番地 3

監 事	山 田 博 文	内子町福岡乙130番地
"	大 松 儀 一	内子町只海甲1298番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	和 田 正 照	内子町五十崎甲1345番地
"	佐 伯 忠 廣	内子町五十崎甲275番地
"	栗 田 謙 一	内子町五十崎甲1151番地
"	井 上 多 喜 雄	内子町五十崎乙626番地 4
"	松 田 純 一	内子町大久喜甲169番地
"	脇 坂 寛	内子町重松甲23番地 3
"	宮 岡 満 幸	内子町重松甲1665番地
"	寺 谷 博 幸	内子町平岡甲1895番地 3
"	入 船 和 夫	内子町福岡甲983番地
"	福 岡 健	内子町重松甲1391番地
"	松 岡 義 久	内子町重松甲590番地
"	要 英 雄	内子町只海甲1308番地
"	一 宮 義 博	内子町只海甲707番地
"	二 宮 幸 市	内子町北表甲604番地
"	久 保 長 久	内子町北表甲1564番地 1
"	森 石 重 満	内子町重松甲2676番地
監 事	山 田 博 文	内子町福岡乙130番地
"	大 松 儀 一	内子町只海甲1298番地

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 3月 6日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年 2月21日	特定非営利活動法人グループホームしいのみ	村 上 康 彦	松山市緑町一丁目7番地15	本法人は、高齢者や心身に障害のある人等の個性を大切にされた福祉・介護保険事業の運営をはじめ、認知症に関する情報の提供を行うことにより、高齢者や心身に障害のある人等が安心して暮らせ、人間としての尊厳が保持される社会の実現に寄与することを目的とする。

○公 告

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行について

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成24年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成24年 3月 6日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の施行日時

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

平成24年 7月 1日（日）午前10時から午後 5時10分まで

イ 建築設計製図の試験

平成24年 9月 9日（日）午前11時00分から午後 4時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

平成24年 7月22日（日）午前10時から午後 5時10分まで

イ 建築設計製図の試験

平成24年10月14日（日）午前11時00分から午後 4時まで

2 試験の場所

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

松山市文京町 3 愛媛大学

イ 建築設計製図の試験

松山市文京町 3 愛媛大学



## (2) 木造建築士試験

## ア 学科の試験

松山市文京町3 愛媛大学

## イ 建築設計製図の試験

松山市文京町3 愛媛大学

## 3 受験申込手続

## (1) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、それぞれこれらの試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

平成24年3月31日(土)午前10時から4月6日(金)午後4時までの間に、財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaeic.jp/>)において、必要な事項を入力して申し込むこと。

## (2) 受付場所における受験申込み

ア 受験申込書は、平成24年4月9日(月)から4月16日(月)までの午前10時から午後5時までの間に、イ(イ)に掲げる提出先に直接提出すること。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合においては、同日までの消印があるもの限り、郵送による提出を受け付ける。

郵送による場合は、受験申込書に直接提出することができないことを証する書面を添え、所要の郵便切手を貼った宛先明記の受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達郵便で送付すること。

## イ 受験申込書の請求先及び提出先

## (ア) 請求先

社団法人愛媛県建築士会(松山市二番町4丁目1番地5  
愛媛県建築士会館内)

## (イ) 提出先

社団法人愛媛県建築士会(松山市二番町4丁目1番地5  
愛媛県建築士会館内)

## 4 建築設計製図の課題

平成24年6月6日(水)(予定)から財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部(広島県広島市中区大手町二丁目11番15号)及び社団法人愛媛県建築士会(松山市二番町4丁目1番地5)に掲示するとともに、学科の試験の試験場に掲示する。

## 5 学科の試験の合格通知

## (1) 二級建築士試験

平成24年8月21日(火)(予定)付けで通知する。

## (2) 木造建築士試験

平成24年9月4日(火)(予定)付けで通知する。

## 6 合格発表

平成24年12月6日(木)(予定)付けの愛媛県報で公告する。